

プラネットインバウンドセミナー 身近なところから知るグローバル



Japan. Shopping!

Japan Shopping Tourism Organization

株式会社USPジャパン
一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会
新津研一

株式会社 グローバルパワー 代表取締役
一般社団法人 外国人雇用協議会 理事
竹内 幸一

2020年10月



目次

1. どうなるインバウンド！？
2. 身近なところから知るグローバル



1. どうなるインバウンド



インバウン回復？ オリンピック開催？

政府

国際観光の入国は、

- ① ビジネス→留学→観光の順で再開される
- ② 国別に緻密にコントロールしながら再開される

	国別						
	中国	韓国	台湾	シンガポール	タイ	ベトナム	等々
(居住)	?	○ 10/8	○ 9/8	○ 9/30	○ 7/29	○ 7/29	
ビジネス		○ 10/8		○ 9/18			
留学							
観光							

政府

コロナ禍あれども2030年6000万人変更せず
オリパラ開催前提で受入整備を継続、PRを再開

JNTOによる安全安心情報の発信について（案）

※JNTO提供資料に基づき、JSTO作成

	実現性・安全性の判断	具体的な準備・計画	観光情報			
情報	①感染に関するデータ <ul style="list-style-type: none">・感染者数・死亡者数・国際機関等発表の衛生状況等のランキングなど	②感染防止対策 <ul style="list-style-type: none">・国の方針・ガイドラインに基づく旅行業界の感染防止対策	③緊急時対応 <ul style="list-style-type: none">・外客対応医療機関・旅行保険・コールセンター・Twitter/Weibo	④出入国情報 <ul style="list-style-type: none">・ビザ関連情報・空港検疫・隔離措置	⑤実用情報 <ul style="list-style-type: none">・旅のエチケット・JNTOアプリ	⑥コンテンツ <ul style="list-style-type: none">・感染防止策が取られた観光コンテンツ・施設・イベントの営業停止、中止情報
		インフォグラフィック	動画	動画		
発信先	対象国別					
	BtoB・BtoC別					
	プル（WEB,アプリなど）・プッシュ（旅行博、商談会、SNS発信など）別					

政府

GOTO効果顕著

国内観光回復が、インバウンド観光回復の重要要素



東京を、もっと楽しもう

Tokyo Tokyo



2. 身近なところから知るインバウンド

観光全般（小売）

在日外国人コミュニティのパワーを実感

PRESS RELEASE
報道発表資料



※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2020年10月19日更新

2020年10月12日

理事長 清野 智

在留外国人を対象とした SNS 投稿促進キャンペーンを開始！

～外国人視点での観光魅力発掘と、人的つながりによる情報拡散を狙って～

日本政府観光局（JNTO）では、主として日本に在留する外国人の方々を対象に、日本の魅力を伝える写真や動画の SNS 投稿を促進するキャンペーンを、10月19日（月）より実施します。

「My own personal Japan キャンペーン」は、日本に在留する外国人や日本での長期滞在経験のある外国人の方々が、自身の体験をもとに SNS 等で発信した「母国に住む自分の家族や友人に教えたい」、「いつか一緒に行きたい」日本の観光地やお気に入りの場所の投稿を募集し表彰することを通じて、それぞれのネットワークを活用した情報発信を強化する取り組みです（キャンペーンの詳細は裏面参照）。

コロナ禍において、各国に向けた積極的な誘客プロモーションを慎重に進めざるを得ない状況の中、実際に日本に住んでいる外国人自身による発信は、将来の訪日意欲喚起のために重要な情報源となります。さらに、日本に住んでいるからこそ、海外ではまだあまり知られていない日本の魅力を、母国出身者の集うネットワーク（SNS コミュニティ等）を通じて拡散する起点となることが期待されます。

実施にあたっては、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR：クレア）の協力を得て、現 JET プログラム*参加者や経験者にも参加を呼びかけるほか、在留外国人フォロワーを多数持つメディア等とも連携して広く告知するなど、多くの在留外国人の方が日本に関する情報発信を行うきっかけづくりとなるよう、本キャンペーンを進めていきます。

*JET プログラムとは、語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略で、外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業です。



好久不见！！来给大家出
【日本购物旅游攻略】第2弹🍓

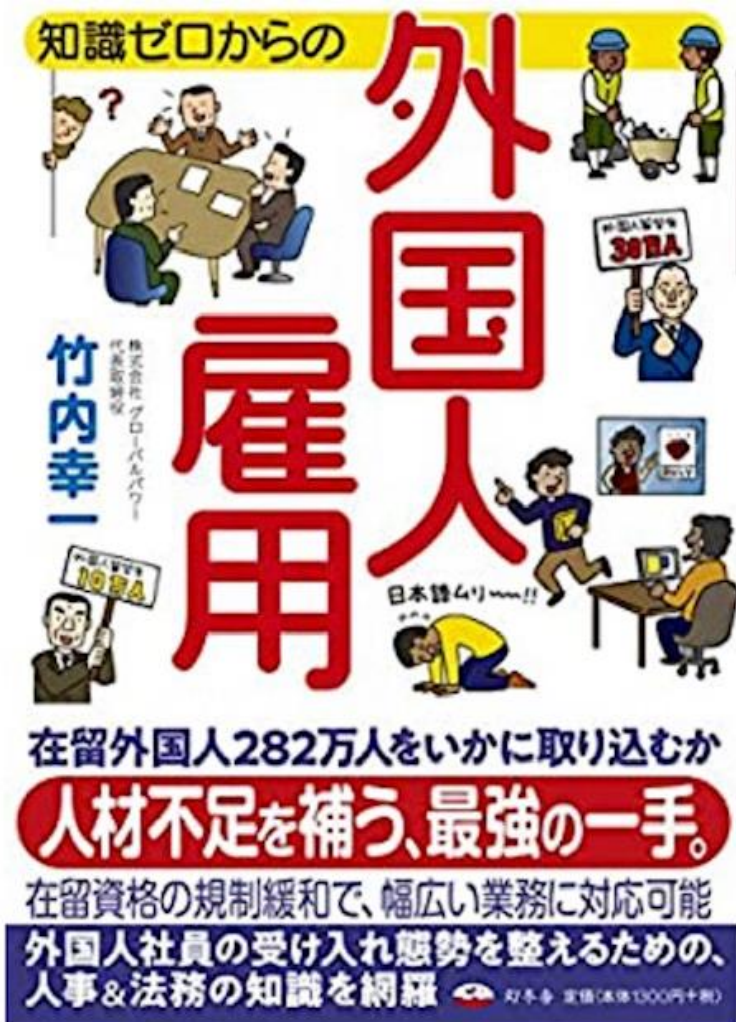
今天和@段文凝 一起去松屋银座shopping，才发现里面也太好逛了！所有我想买东西在松屋银座里就都买齐了，逛的时候还种草了好几个新品牌🥰，夏天那么热，再也不用为了买齐东西，不得不迎接商场外面的热浪换着好几个商场逛了～

划重点 ...全文





日本にいる外国人と在留資格



幻冬舎より
『知識ゼロからの外国人雇用』
2020年4月8日出版

★4.5 (36件の評価)
※2020年10月8日現在

日本の労働人口は減少。 外国人と一緒に働く時代がやって来た

この理由

が抱えている

インバウンド対策

外国人が増え小売、不動産など外国人向けのサービスが求められる。

人材の確保

グローバル化にともなう優秀な人材が不足している。総合職だけでなく、総合職

ダイバーシティでアップ

多様な背景をもつ人材を認め合う組織形成が

減少にともなう人手不足、需要低迷が懸念されています。国は女性、少子高齢化が進む日本は、人口

1

インバウンド対策

訪日外国人、在留外国人が増えたことで、観光、小売、不動産などの分野で外国人向けのサービスの提供が求められる。

3

優秀な人材の確保

少子高齢化、グローバル化にともなう、国籍問わず優秀な人材を確保したい企業が増えている。技術系だけでなく、総合職においても同様。

5

ダイバーシティで 活力アップ

さまざまな文化的背景をもつ人々が集い、多様性を認め合うことで活力ある組織形成ができる。

2

海外進出・ 海外事業強化

ビジネスのグローバル化にともなう、現地ローカルの言語や商習慣をよく知る外国人材の必要性が高まっている。

4

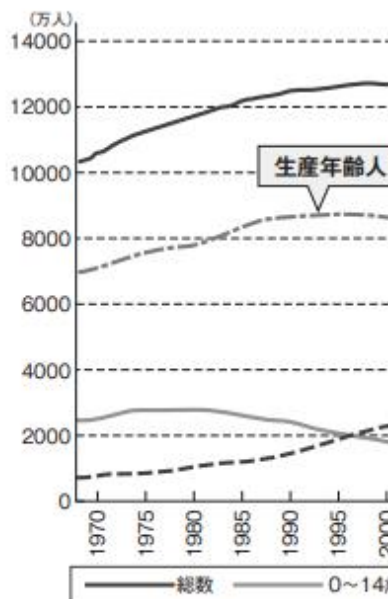
慢性的な 人手不足解消

15～64歳までの生産活動に従事できる年齢の人口が減少。とくに有効求人倍率が高い飲食、建設などの業界では労働力の確保が大きな課題。

働く世代が

生産年齢人口の減少で国内需要は減少。更に直面する恐れも。さまざまな人材の活用

我が国の人口及び人口構成の推移



(総務省「国勢調査」、「人口推計(各年10月1日現在)」2011
http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepa

対策4

外国人材の活用

生産性を高めながらひとり当たりの所産を高めていかなければ、その重要な人材の



長く日本にとどまる意思をもつ

「定住外国人」を狙って採用

中小企業が外国人雇用を考える場合、日本に留中の282万人のなかで、今後も長く日本に留まり、働きたいと思っている定住志向をもつ人々をターゲットにするのがおすすめ。

日本の文化が大好き
ただいま日本に勉強中



特徴4

今後も日本で生活しようと思っている

れた範囲で活動できます。最近では長期滞在を希望する定住志向の外国人も増えています。こういう人材を採用するのがおすすめです。

在留外国人の構成比(国籍・地域別、令和元年6月末)

タイ 1.9%(5万3713人)

米国 2.1%(5万8484人)

インドネシア 2.2%(6万1051人)

台湾 2.2%(6万1960人)

ネパール 3.3%(9万2804人)

ブラジル 7.3%(20万6886人)

フィリピン 9.8%(27万7409人)

その他 14.4%
(40万7570人)

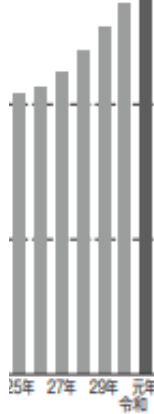
アジアから 90%以上

中国 27.8%
(78万6241人)

韓国 16.0%
(45万1543人)

ベトナム 13.1%
(37万1755人)

令和元年6月末現在
9416人



アジアから 90%以上

〔令和元年6月末現在における在留外国人数について〕法務省、2019)

利用できる

現地で

をもち、日

国人を、国

でしよう。

雇用時の手続

にも通じてい

ますし！

貴資格」って

の？

には資格が

ことに定めら

ブラジル 7.3%(20万6886人)

フィリピン 9.8%(27万7409人)

ベトナム 13.1%
(37万1755人)

〔令和元年6月末現在における在留外国人数について〕法務省、2019)

在留資格一覧表

●身分・地位に基づく在留資格(日本人と同じように自由に活動できる)

在留資格	在留期間	該当例
永住者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く)
日本人の配偶者等	5年、3年、1年又は6ヵ月	日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の配偶者等	同上	永住者・特別永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している子
定住者	5年、3年、1年、6ヵ月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等

●原則として就労が認められない在留資格

在留資格	在留期間	該当例
文化活動	3年、1年、6ヵ月又は3ヵ月	日本文化の研究者等
短期滞在	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	観光客、親族訪問、会議参加者等
留学	4年3ヵ月、4年、3年3ヵ月、3年、2年3ヵ月、2年、1年3ヵ月、1年、6ヵ月又は3ヵ月	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒
研修	1年、6ヵ月又は3ヵ月	研修生
家族滞在	5年、4年3ヵ月、4年、3年3ヵ月、3年、2年3ヵ月、2年、1年3ヵ月、1年、6ヵ月又は3ヵ月	在留外国人が扶養する配偶者・子

●就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	在留期間	該当例
特定活動	5年、3年、1年、6ヵ月、3ヵ月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等

●就労が認められている在留資格(各在留資格で許される活動のみ可)

在留資格	在留期間	該当例
外交	外交活動の期間	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族
公用	5年、3年、1年、3ヵ月、30日又は15日	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族
教授	5年、3年、1年又は3ヵ月	大学教授等
芸術	同上	作曲家、画家、著述家等
宗教	同上	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	同上	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職1号・2号	5年(1号)、無期限(2号)	ポイント制による高度人材
経営・管理	5年、3年、1年、4ヵ月又は3ヵ月	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	5年、3年、1年又は3ヵ月	弁護士、公認会計士等
医療	同上	医師、歯科医師、看護師
研究	同上	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	同上	高校・中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	同上	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師等
企業内転勤	同上	外国の事業所からの転勤者
介護	同上	介護福祉士
興行	3年、1年、6ヵ月、3ヵ月又は15日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	5年、3年、1年又は3ヵ月	外国料理の調理師、スポーツの指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能1号・2号	1号=1年、6ヵ月又は4ヵ月、2号=3年、1年又は6ヵ月	特定産業分野に属する技能等を要する業務に従事する外国人
技能実習1号・2号・3号	法務大臣が指定する期間(1号=1年を超えない)(2・3号=2年を超えない)	技能実習生

日本で暮らすために必要!

在留資格は4タイプある

※『令和元年6月末現在における在留外国人数について』(在留資格別在留外国人の推移)
【令和元年10月25日】出入国在留管理庁、2019)

1 就労が認められている 在留資格



就業先と紐づけられている

就労を目的としている外国人が取得できる資格。最長5年で更新可。日本の経済社会の活性化につながる専門的・技術的分野にかぎられ、業務内容ごとにいくつもの在留資格がある。最多は技術・人文知識・国際業務(技人国)で、6割以上(技能実習を除く)を占める。

約 36.7万人

技能実習

国際貢献、技術移転を目的とし、海外から招聘される実習生。在留期間は最長5年。



特定技能1号・2号

人材が慢性的に不足している14分野で、即戦力となる外国人。在留期間の上限は通算5年。特定技能2号は在留期間の更新可。

2 身分・地位に基づく 在留資格



自由に働くことができる

定住者(主に日系人)、特別永住者(入管法の整備以前から日本に住んでいる外国人)、日本人の配偶者、永住者、永住者の配偶者らがもつ資格。永住者は在留期間が無期限。それ以外は最長5年で更新可。日本人と同じように活動できる。

豆知識



10年以上在留、 素行善良なら 永住の権利を申請

素行善良で、将来的に安定した生活の見込みがあり、原則10年以上継続的に在留資格(一部を除く)をもち、生活してきた外国人がチャレンジできる権利です。

申請者の永住が日本の利益になるかどうか審査されます。申請許可率は60%前後。不許可でも再挑戦できます。

3 就労が認められない 在留資格



※留学生アルバイトなど資格外活動の人数。

留学など就労以外の目的で活動

仕事をして報酬を受け取る以外の目的(文化活動や留学、研修、家族滞在など)で在留する権利。そのため、原則就労できない。しかし、「資格外活動許可」を申請・取得すれば、制約内で就労できる。留学生アルバイトなどはこれに該当する。

在留資格によって 活動範囲が決まっている

在留資格は出入国管理及び難民認定法(入管法)等で規定され、法務大臣の裁量で許可されます。現在は29種類あり、4つの資格群に分類できます。

「就労が認められている在留資格」のなかでも、6割以上を占めるのが「技術・人文知識・国際業務」。通称「技人国」と呼ばれる、学術的専門知識を使う資格です(技能実習を除く)。

「ができないの?」
「あら、留学生は、働くことができないの?」

「本来は不可。ただ、「資格外活動許可」を取得すれば、制約のなかで就労できます。」

4 就労の可否は指定される 活動によるもの



1~3に当てはまらない活動

EPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデーなど、49種の項目で活動が認められている資格。2019年に創設された特定活動46号(日本の大学を卒業し、日本語能力試験でN1以上をもつ外国人による柔軟な就労活動)もここに含まれる。

外国人(日本国籍をもっていない人)が日本に滞在するには在留資格の取得が義務づけられている。現在日本に中長期で滞在している外国人は、4つの在留資格群のいずれかに属し、これを証明する「在留カード(P10)」を所持している。

在留資格ごとに許される業務の水準や内容の違いを理解する

就労が認められる外国人の技術水準

とくに中小企業において活躍が期待される外国人材では、在留資格が下りる条件が異なる。業務内容の範囲と技術や専門の水準を理解したうえで、雇用を考える。

国内四年制大学以上を卒業し、日本語能力試験N1合格(または同等の日本語能力)が必要。

特定技能 2号

建設と造船・船用工業の2業種にかぎり、熟練した技能を要する業務。特定技能1号の有資格者が、技能水準の試験を受けて移行する。



現在(2020年)は2業種のみステップアップが認められている(→P48)。

技能実習を終えていれば、試験などが免除される(→P44)。

特定活動 46号

日本語スキルと大学で学んだことがいけるだけでなく、現場労働も可。飲食・小売などのサービスや製造業など幅広い業種が対象。



これまで日本で働く外国人は、専門知識のある高度な人材と、技能習得を目的とした技能実習生などに二分されてきました。人手不足が深刻になった今、国はさまざまな外国人材の受け入れ態勢を整えようとしています。今後は、幅広い分野で日本経済を支える存在になると考えられます。採用活動を始める前に、在留資格ごとに決められた業務の水準・内容の違いを理解し、欲しい人材を定めておく必要があります。

技術・人文知識・国際業務

通称「技人国」。大学等で学んだ体系的な学術知識、高度な専門性や国際的知識を要する業務のみ許される。現場での単純労働は不可。IT技術者や海外営業、通訳、企業内語学教師、デザイナーなど。



日本の専門学校、短大、大学卒で、学術的知識を必要とする仕事に就く人が取得。

特定技能 1号

介護、ビルクリーニング、建設、造船、宿泊、外食など全14業種。一定の知識と一定の日本語能力がある外国人が対象。技能実習2号修了者は試験免除。



技能実習

技術や知識の習得を目的とした制度。1年目は1号として技能を習得し、2~3年目は2号として技能習熟のための活動を行う。



アルバイト (留学生)



資格外活動許可を受ければ、原則1週間に28時間までの労働が可能。コンビニや飲食店等の現場労働では欠かせない存在になりつつある。

「外国人だからこそ」の知識を使う、 学問として体系的に学んだ知識や、 学問として体系的に学んだ知識や、

3つの業務内容からなる在留資格

技術・人文知識・国際業務とは、3つの業務内容からなる在留資格の総称。現在正規雇用で働く外国人の半数以上がこの資格をもつ。

「技術」

理工、工学、その他の自然科学などの分野における技術や知識を要する業務
⇒機械・電気・IT分野のエンジニア、設計、生産技術、生産管理、品質管理、商品開発など



「国際業務」

外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を要する関連業務
⇒海外取引が発生する企業における経営管理・財務経理・総務・人事・広報・IRなどの管理部門など

「人文知識」

法学、経済学、社会学、その他の人文科学の分野における技術や知識を要する業務
⇒営業・営業企画・カスタマーサポート・宣伝PR・マーケティング・通訳・翻訳・営業活動における支援業務など

技術・人文知識・国際業務の条件

座学で得る学術的知識、外国人のもつ特性、その仕事・業務における高い専門性、技術性が求められる活動にかぎられる。いわゆる単純労働的な業務に就くことはできない。

仕事・業務の要件

- 学術的知識をいかす仕事
- 語学力をいかす仕事
- 外国人だからこそわかる海外の文化や考え方をいかす仕事

学歴・経験の要件

- 大学、短大(国内、海外の大学を問わない)卒業程度の学歴がある
- 専門学校卒でもOK(専門学校は国内の学校にかぎる。日本語学校は対象外)
- 10年以上の実務経験(在学期間も含む)があれば許可されることもある

こんな業務は不可

- ×工場のライン業務
- ×物流・倉庫内での作業
- ×建設・土木現場での作業
- ×飲食店での接客作業

くわしくは
P96

学術的知識を必要としない、くり返し行うことで身につく仕事・業務(いわゆる単純労働)は不可

業務が対象です。

学歴は、国内外の大学(短大含む)卒業以上か、国内の専門学校卒業が要件。仕事内容は、大学等で専攻した学術的な知識に関連しているか、もしくは10年以上の実務経験をもつものにかぎられ、申請時には厳正に審査されます。

また報酬に関しては、日本人が従事した場合と同等以上を支払うことが定められています。

技人国は、要件を満たせば雇用形態は問われません。正社員、契約社員でも、アルバイト、派遣社員でも活躍できます。

ただしアルバイトや派遣社員の場合、在留期間が短くなりがち。正社員での就労を求める外国人が一般的です。

「技術・人文知識・国際業務(技人国)」は、一般企業で働くホワイトカラーの外国人がもつ資格のイメージです。この資格をもつ滞在者は、すでに25万人以上にのぼっています。

具体的な職種では、コンピューター技術や自動車設計技術などの技術者、経理や金融、為替ディーラーやコンサルタントなど人文知識を備えた総合職、海外営業や通訳、民間企業内の語学指導など外国人としての知識をいかした国際

国内四年制大卒なら日本の新卒生と同じ キャリアプランで働いてもらえるよ!

留学生を国内に留める目的で成立

国内の外国人留学生の7割が就職していない現状を打破するため、特定活動46号をスタートさせた。



在留資格は狭き門

専門的・技術的に高度な在留資格しかなかったため、卒業後の在留資格が得にくい。

卒業後7割は就職しない

卒業後7割が、就職せず、院に進んだり、就活を続けたり、帰国したりしている。

フルタイムは不可

あくまで本来の資格外の活動。週28時間の就労制限がある。キャリアアップできない。

留資格が得られませんでした。

これまで外国人留学生は、日本の大学を卒業しても就労できる資格の活動範囲が狭いため、採用試験に合格し、就職はできても、在留資格が得られませんでした。

「特定活動」は独立した在留資格ではない資格の総称。法務省の告示で指定され、特定活動で認可し、その後のニーズでひとつの資格として独立する可能性もあります。

特定活動46号は、日本の四年制大学卒以上の外国人を対象に、2019年5月にスタートしました。

これまで外国人留学生は、日本の大学を卒業しても就労できる資格の活動範囲が狭いため、採用試験に合格し、就職はできても、在留資格が得られませんでした。

卒業後も日本で働ける 在留資格

特定活動46号



日本語、
日本文化パッチリ
です!

長く日本で働き、
キャリアアップを
はかりたい!

これからは……

卒業後
5割に増やす!
技術・人文知識・
国際業務
or
特定活動46号
で就労

仕事・業務の要件

- フルタイム（正社員、契約社員）での雇用（アルバイト、パートタイム、派遣社員は不可）
- 日本人と同等額以上の報酬
- 日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務
- (特定技能のような)業種の指定はない
- 日本の大学・大学院で習得した広い知識及び応用的能力等を活用(必ずしも学部・専攻と関連している必要はない)

学歴などの要件

- 日本の大学、大学院を卒業・修了し、学位を授与されている
 - 日本語能力試験N1、またはBJTビジネス日本語能力テスト480点以上取得(→P73~)
- *大学・大学院で「日本語」専攻・卒業者は不要。

こんな業務は不可

- ×飲食店での血洗いや清掃のみ
- ×小売店での陳列や清掃のみ
- ×ホテル客室での清掃のみ
- ×タクシー会社での車両整備や清掃のみ

日本語でのコミュニケーションが必要ない
(いわゆる単純労働のみの)仕事は不可

企業側の3つのメリット

特定活動46号はスタートしたばかりの在留資格だが、今後日本企業に大きなメリットをもたらす資格として注目されている。

1 日本語、日本文化、日本式コミュニケーションを理解している

日本の四年制大学を卒業し、日本語能力試験の最難度レベルをクリアした外国人なら、日本語や日本文化を理解し、日本人とのコミュニケーションもスムーズに行えると考えられる。

コミュニケーションは安心ね!



2 日本人と同じ通常の採用活動、雇用管理でOK

日本人の新卒採用と同じスケジュール、同じ試験で採用することができる。雇用後も、通常の労働基準法に則った管理を行えば問題ない。

日本人と分ける必要はないのね!



3 幹部候補、後継者候補として長期で育成できる

在留期間に制限がなく、更新でき、家族滞在も認められる。長期的な視野で雇用できる。日本で長く働きたいと考えている人が多いので、将来の幹部候補や後継者候補として育成も。

企業の核となる人材に育ってくれたらいいわ!



豆知識



特定活動46号では風俗営業活動は許可されない

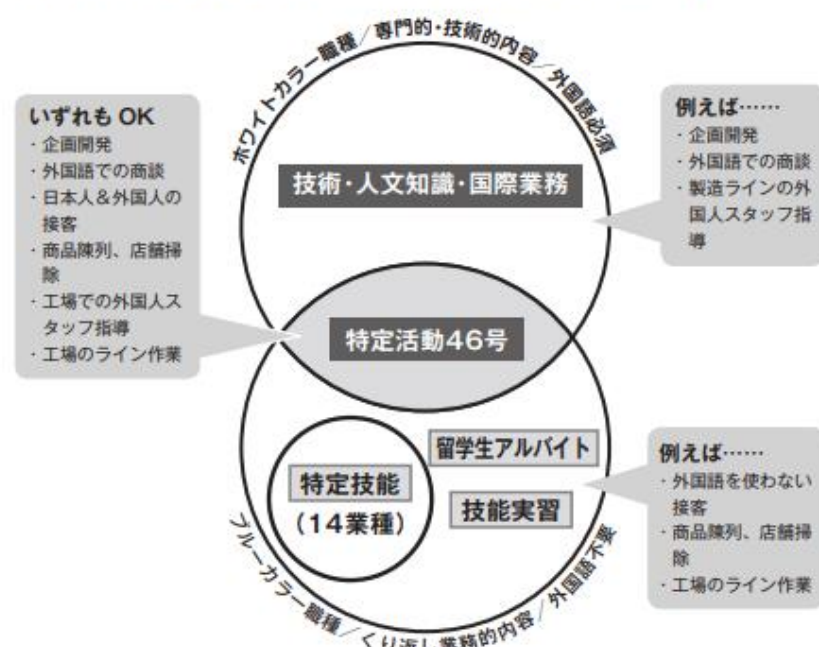
特定活動46号では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)の対象となる、風俗営業活動に当たる業務は、たとえ管理業務であっても認められません。

ほかに資格外活動許可を取得している「留学」「家族滞在」の在留資格をもつ人たちも不可です。

の制度で、人手不足の労働力確保を目的とした特定技能とは本質的に異なります。現在はスタートしたばかりで、活用例が少ない状況ですが、この制度により、多くの外国人が長く日本で働き、活躍すると期待されます。

特定活動46号とほかの資格の労働領域

特定活動46号は、技術・人文知識・国際業務の要素を多分に含みながら、単純労働的な業務も同時に行うことができる、日本企業の中核的業務を担える資格である。



●外国人幹部候補生の採用も

技人国では「大学で学んだ高度な知識や外国語能力を使う」という条件があります。専攻科目以外の仕事や、外食や宿泊・介護などで一部行われる現場労働とみなされる業務は、認められません。しかし、特定活動46号では、日本人と同様に、現場経験をさせながらキャリアを形成する働き方ができます。

これまで留学生アルバイト頼みだった外食産業なども、正社員として外国人を採用し、後の幹部候補生として育成できます。

特定活動46号は、企業の中核人材として外国人を受け入れるため

A photograph of two men in business attire (white shirts, ties, and suspenders) looking at a laptop on a wooden desk. The man on the left is pointing at the screen. The background shows a window with a grid pattern and a white wall with some papers. A blue water bottle and a pen holder are on the desk.

外国人の視点



外国人名言集@GLOBALPOWER @_GLOBALPOWER · 6月2日

「ヒンドゥー教なので牛は食べれませんが、私は考えました。ネパールにいる牛は神様だけ日本にいる牛は神様じゃないと。だから毎日 牛角に行っています。牛角最高！今、貯めたバイト代で神戸牛を1キロ買おうか迷ってます。日本の牛、ハンパないっす。」ネパール出身男性より



外国人名言集@GLOBALPOWER @_GLOBALPOWER · 9月6日

「アメリカでは赤は男の子の色ですよ。女の子に赤の服どう？とすすめると男の子の色だからやだーというますよ。」アメリカ出身女性より



外国人名言集@GLOBALPOWER @_GLOBALPOWER · 2019年8月9日

『中国にいる友達に日本の文房具をプレゼントするとみんな喜んでくれる。かわいいし、実用的だし、それに安いし。帰国のお土産は文房具と決めています。』中国出身女性より



外国人名言集@GLOBALPOWER @_GLOBALPOWER · 9月15日

『台湾には柔軟剤がありません。日本の柔軟剤は匂いが良くて台湾にもないので、柔軟剤を仕入れて台湾に売ってます。』台湾出身男性より



外国人名言集@GLOBALPOWER @_GLOBALPOWER · 8月20日

「日本人は、洋服の接客の時、"雰囲気が良い"とか、雰囲気って言葉を使うと喜んで買ってくれるんですよ〜」中国出身女性より



外国人名言集@GLOBALPOWER @_GLOBALPOWER · 2013年2月12日

『日本は、ヨーロッパ周遊旅行とかありますよね。中国人はそういう旅行はできませんよ。いちいち国ごとにビザとらないと行けませんから。』中国出身男性より



外国人名言集@GLOBALPOWER @_GLOBALPOWER · 6月16日

「タイの大戸屋に行きましたが、味がうすいと思いました。もうちょっと味が濃い方がタイ人うけると思います。」タイ出身女性より



外国人名言集@GLOBALPOWER @_GLOBALPOWER · 2014年5月22日

『お酒のあとのサンドイッチがやめられないんだよね〜』アメリカ出身男性より



外国人名言集@GLOBALPOWER @_GLOBALPOWER · 2014年5月22日

『趣味は、市町村章(ロゴ・マーク)を見ることです。網走から日本全国の市町村章を見てみましたが、一番カッコイイのは東京の調布市です。あのロゴはアメリカで帽子につけて売ったら絶対売れると思う。』アメリカ出身男性より



外国人名言集@GLOBALPOWER @_GLOBALPOWER · 2014年5月4日

『ドイツ人への営業は、論理的に数字を並べて説明して、フランス人には、ワクワクとかスゴイとか感情的表現を使うと響きますね。日本人への営業は、論理的かつ具体例を沢山出すんですよ。他社の例とか。他の会社の例はその会社には関係ないのにな。』ドイツ出身男性より



外国人名言集@GLOBALPOWER @_GLOBALPOWER · 2013年1月20日

『5年ぐらい前に大阪に行った時、豹柄の服を来ているおばちゃんを見て衝撃的でした。これは韓国にないから、持っていったら売れるな、と思いました。』韓国出身女性より



外国人名言集@GLOBALPOWER @_GLOBALPOWER · 2013年2月11日

『イタリアのトイレは一番デザインがこってるんじゃないかな。便座と蓋の柄が選べて、新しい部屋に引っ越ししたら、自分の好きな便器の蓋を買います。』イタリア出身男性より